

公益財団法人 大阪タクシーセンター

役員及び評議員の報酬並びに費用等に関する規程

公益財団法人 大阪タクシーセンター

役員及び評議員の報酬並びに費用等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人大阪タクシーセンター（以下「本センター」という。）の定款第 17 条及び第 30 条の規定等に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本センターを主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 14 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称の如何を問わないが、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 本センターは、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項に基づく非常勤役員及び評議員の職務執行に係る報酬は、理事会及び評議員会に出席したときに現金で支給し、その額は 1 日につき 1 万円（源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。）とする。
- 3 常勤理事には、第 4 条に基づく月額報酬及び賞与を支給する。
- 4 常勤理事の退任に当たっては、当該理事の任期に応じ第 6 条に規定する退任慰労金を支給することができる。
- 5 非常勤理事の内、登録事務等及び適正化業務の従事役員である会長が退任したときは、任期に応じ第 6 条に規定する退任慰労金を支給することができ

る。

(月額報酬等の額の決定)

第 4 条 本センター常勤理事の月額報酬の最高限度額は、次のとおりとし、その限度内において会長が理事会の承認を経て別に決める。

- (1) 専務理事 月額 570,000円以内
- (2) 常務理事 月額 540,000円以内

2 本センター常勤理事の賞与は、理事会において定める職員給与規程の職員の賞与の支給基準に準じて支給する。

(月額報酬等の支給)

第 5 条 月額報酬及び賞与の支給日、支給方法並びに月額報酬及び賞与より控除する額等支給に関する詳細は、理事会において定める職員給与規程に準ずる。

(退任慰労金)

第 6 条 退任慰労金は、常勤理事、並びに非常勤理事の内、登録事務等及び適正化業務の従事役員である会長として円満に勤務し、かつ任期満了か辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤理事に対する退任慰労金の支給額は、次の計算式によるものとする。

$$\text{報酬月額} \times 0.125 \times \text{在任月数}$$

3 非常勤理事の内、登録事務等及び適正化業務の従事役員でもある会長に対する退任慰労金の支給額は、次の計算式によるものとする。

$$100,000\text{円} \times \text{在任年数}$$

(在任期間の計算)

第 7 条 在任期間の月数の計算については、就任の日から起算して計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。

(在任年令)

第 8 条 常勤理事の在任は、67才までとする。ただし、評議員会において特別の事情があると認められた場合は、2年間に限り延長することができる。

2 非常勤役員の在任は、75才までとする。ただし、評議員会において当該役員の知識及び経験等が本センターの業務運営上特に必要であると認められた場合は、さらに延長することができる。

(費 用)

第 9 条 本センターは、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は理事会において定める職員給与規程の職員の通勤手当の支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、理事会において定める旅費規程に準じて支給することができる。

(公 表)

第 10 条 本センターは、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この改正は、公益財団法人への移行の登記の日から実施する。

平成27年4月1日 一部改正

この一部改正規程は、平成27年4月1日から施行する。